

**令和8年度福岡県DVをやめたい方の暴力防止プログラム事業
業務委託仕様書（案）**

※ この仕様書に示す内容は業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、企画提案の内容を踏まえて仕様を追記する予定です。

1 委託事業名

令和8年度福岡県DVをやめたい方の暴力防止プログラム事業

2 事業の目的

DV被害者支援の一環として、DV加害者に自らの暴力の責任を自覚させ、行動変容を促すためのプログラム（以下、「プログラム」という。）を行うことにより、加害者側の行動変容を促し、関係を改善させ、暴力のない生活、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指す。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 事業対象者

福岡県内に在住、在勤、在学する18歳以上のDV加害者及びそのパートナー（生活の本拠を共にしない交際相手による暴力（デートDV）の場合を含む）であって、県が本事業の対象とすることを適当と認めた者とする。

5 業務委託内容

「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」（令和5年5月・内閣府男女共同参画局）を踏まえたプログラムの実施を基本とし、以下の業務を実施する。

(1) プログラムの周知・紹介

受託者のホームページ等によりプログラムの概要や申込方法等を周知するほか、DV被害者の支援機関や警察等の関係機関と連携して、プログラム参加対象となり得る加害者や被害者に対し、プログラムを紹介すること。

(2) プログラムの受付

- ・ プログラムに関する相談や参加申込みについて、電話及び電子メール等により随時、受付を行うこと。なお、電話による受付時間は、相談しやすい時間帯を設定すること。
- ・ 受付用の電話は、受託者が所有しているものを使用すること。
- ・ 受付時にプログラムの目的、効果及びプログラムへの参加が必ずしも脱暴力の達成を保証するものではないことについて十分に説明すること。
- ・ プログラムを受講するにあたっては、パートナーの安全確保及び状況把握のため、可能な限り、パートナーが加害者のプログラム参加を認識していること及びパートナー対応職員や被害者支援団体等からパートナーに連絡が取れることを条件とすること。

(3) プログラムの運営

個人カウンセリング及びグループワークを行うこととし、いずれも原則、本県内において対面で実施すること。それぞれの実施方法や留意事項は以下のとおりとする。

なお、プログラムの運営にあたっては、パートナーの安全を守るため、参加者から誓約書を徴収するとともに、安全確保が難しくなった場合の当該参加者のプログラムの中断・中止のルールを定めること。誓約書及びルールの内容等については、事前に県と協議すること。

① 個人カウンセリング

- ・ グループワークに参加する前に、少なくとも1回は個人カウンセリングに参加させることとし、可能な限りパートナーにも個人カウンセリングを受けてもらうこと。
- ・ 個人カウンセリングは1回あたり2時間以内とし、実施場所は、参加者のプライバシーを確保し、かつ、参加者の利便性を考慮した場所とすること。
- ・ 個人カウンセリングでは、プログラム参加の背景、加害者の暴力の程度や種類、薬物等依存症の有無、パートナーとの同居・別居状況、生活の様子等を聞きとるとともに、プログラム参加に対する動機付けの高さを把握し、プログラム参加の可否判断や、プログラムの中での関わり方の参考とすること。
- ・ 個人カウンセリングを実施した結果、グループワークへの参加が難しいと判断した場合は、個人カウンセリングのみの支援となることも可能とする。
- ・ 本事業における個人カウンセリングの参加対象者数（延べ人数）は、年間100人程度とし、一人あたり3回（パートナーのカウンセリングを含む）までとする。

② グループワーク

- ・ グループワークは1クール12回とし、1回あたり2時間程度で実施すること。
- ・ グループワークの1回あたりの参加者数は、参加者が自身のことを話す時間を十分に確保する観点から、最大8名とすること。それを超える申込者がいる場合は、事前に県と協議すること。
- ・ 実施場所は、参加者のプライバシーを確保し、かつ参加者の利便性を考慮した場所とすること。
- ・ グループワークの内容は、DVとは何か、DVによってパートナーや子どもがどのような影響を受けるか、暴力のない関係や相手を尊重するとはどのようなことかについて理解を深め、DVの再発防止について考えさせるとともに、参加者に自らの状況や考えを話す機会と他の参加者の話を聞く機会を与えるものにする。
- ・ グループワーク参加の決定にあたっては、原則1クール（12回）全てに参加できることを条件とすること。
- ・ グループワークは年間2クール実施することとし、各クールは基本的に同じ内容とすること。各クールで一部参加できない回がある場合は、もう一方のクールの当該回での参加を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。
- ・ 本事業におけるグループワークの参加対象者数（実人数）は年間16人までとし、一人あたり1クールまでとする。

※ プログラム参加費について

- ・ 個人カウンセリング及びグループワークのいずれも、参加者に費用の一部を負担させることとし、個人カウンセリングは1回あたり7,500円まで、グループワークは1クール30,000円までとする。
- ・ 参加費は、プログラム実施当日の実施者に係る経費及び会場使用料をもとに参加者1人あたりの負担額を算出し、概ねその半額となるよう設定すること。
- ・ 参加費は、個人カウンセリングは1回ずつ、グループワークは1クール・12回分を一括で徴収すること。グループワークの一部の回に参加できなくなった場合も返金を行わないことについて、申込時に十分説明を行うこと。なお、やむを得ない事情により一括での支払いが困難な参加者への対応については、県と協議すること。

(4) 効果測定

プログラム参加者に対する受講後アンケートのほか、パートナーへのアンケート調査等を実施し、プログラム受講以前よりも安心感・安全感がどの程度向上しているか等、受講の効果を測定し、県に報告すること。なお、アンケート項目等については、事前に県と協議すること。

- ※ 事業実施にあたり、プログラムの周知・紹介、参加者（加害者）対応及びパートナー（被害者）支援については、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、市町村のDV担当窓口、児童相談所及び警察等の関係機関と連携して進めること。

6 職員の配置

- ・ グループワークにおいて、ファシリテーター2名以上（補佐を行う者を含む）、書記1名以上を配置すること。ただし、参加者の状況に応じて県が認める場合はこの限りでない。
- ・ 個人カウンセリング担当職員は、ファシリテーターが兼ねてもよい。
- ・ ファシリテーターには、DV被害者支援の経験又はこれに相当する経験があり、被害者の状況等について理解がある者や、対人援助に関する分野（心理、社会福祉、教育等）の専門家としての業務経験がある者等、プログラム提供者として必要な知見やスキルを有する者を配置すること。
- ・ ファシリテーターは、プログラムの指導方法等の専門的事項に関する定期的な研修受講や他のプログラム実施団体との交流・情報交換に努めること。
- ・ パートナー対応職員は、加害者対応をしない専任者を置くのが望ましいが、兼ねる場合は、被害者・加害者双方の情報の取扱いにルールを設け、管理を徹底すること。
- ・ このほか、受付や会場準備、会計管理など必要に応じて職員を配置すること。

7 経費について

(1) 対象経費

本事業に必要な人件費、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料（会場、同付帯設備・備品）、共済費

(2) 留意事項

- ・ 本事業に従事する職員が本事業以外の業務を兼務する場合は、委託業務の業務量に相当する経費のみを対象経費とする。
- ・ 他の補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、当該部分は支出対象経費とならない。
- ・ プログラム参加費は受託者の収入とし、本事業の必要経費を算出するにあたっては、対象経費の総額から差し引くこと。
- ・ 委託料の確定額は、当初契約額を上限として、実績に基づいて算定する。

8 事業計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、県が定める様式により事業計画書を作成し、県の承認を得ることとする。

9 事業実施状況報告書の提出

受託者は、県が定める様式により、委託事業の毎月の実施状況を、翌月10日までに県に報告するものとする。

このほか、受託者は、県の必要に応じて実施状況を報告する。

10 委託業務の完了報告

受託者は、プログラムの受付状況及び実施状況、参加者への効果（効果測定で得られたアンケート等の結果を含む）及びその検証、今後のプログラム実施の課題、その他の実施状況についてまとめた委託業務完了報告書を作成し、事業終了後速やかに提出すること。

その他の実施状況については、事前に県と協議すること。

11 秘密の保持

業務上知り得た個人情報は、個人情報保護に係る法令等及び別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守し、適切な措置を講じるものとし、事業終了後も同様とする。

また、事業の実施に関わる職員等が業務上知り得た情報を漏らさないよう、職員等に対して厳しく周知徹底を図る等の対策を講じること。

12 関係書類の整備

受託者は、本事業実施に係る収支に関する帳簿、領収書その他の諸記録を整備し、会計年度終了後5年間保存するものとする。

13 その他

委託業務の実施にあたり必要な事項については、県と受託者が事前に協議するものとする。